

登録番号	愛知県 第5002号	氏名又は名称	前田 純
作成日	R6/9/15	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺する時は、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想される時は、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものを行います。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。

○船釣りをする場合

- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	美 浜：別紙 3 の通り
浅瀬	美 浜：別紙 3 の通り
河川域	琵琶湖：別紙 1、別紙 2 [D] の通り
防波堤	美 浜：別紙 3 の通り
定置網	琵琶湖：別紙 1 の通り 美 浜：別紙 3 の通り
養殖施設	琵琶湖：別紙 1、別紙 2 [B] の通り
その他	琵琶湖：別紙 1、別紙 2 の通り 美 浜：別紙 3 の通り
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPSプロッター等	

別紙 1

漁業権漁場（えり、やな、河川の漁場など）や禁止区域



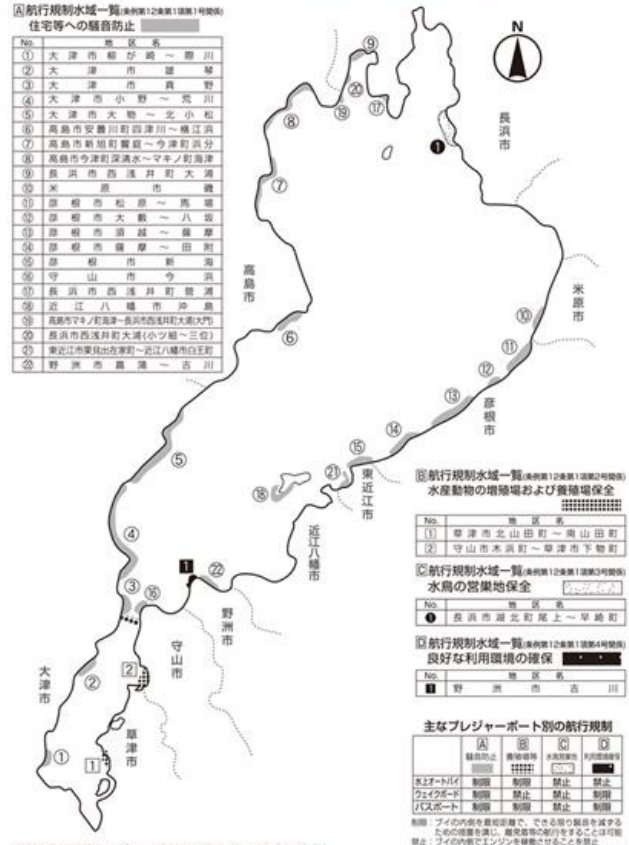
遊漁の電子手帖「FiShiga」
URL: <https://fishiga.umirec.com>
滋賀県農政水産部水産課

別紙 2

プレジャーボートの航行規制水域図

④航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)
住宅等への騒音防止

No.	地区名
①	大津市船が崎～豊川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大野～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新加町東町～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海岸
⑨	長浜市西浅井町大溝
⑩	米原市
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大野～八雲
⑬	彦根市道成～豊原
⑭	彦根市藤原～田代
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今津
⑰	長浜市西浅井町豊浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海岸～長浜市西浅井町大溝(小ツ橋～三合)
⑳	東近江市栗山町東津町～近江八幡市白土町
㉑	野洲市富田～吉川



④航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)
水産動物の増殖場および養殖場保全

No.	地区名
①	彦根市北山田町～南山田町
②	守山市木浜町～彦根市下輪町

④航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)
水鳥の営巣地保全

No.	地区名
①	長浜市湖北町上～早稲町

④航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)
良好な利用環境の確保

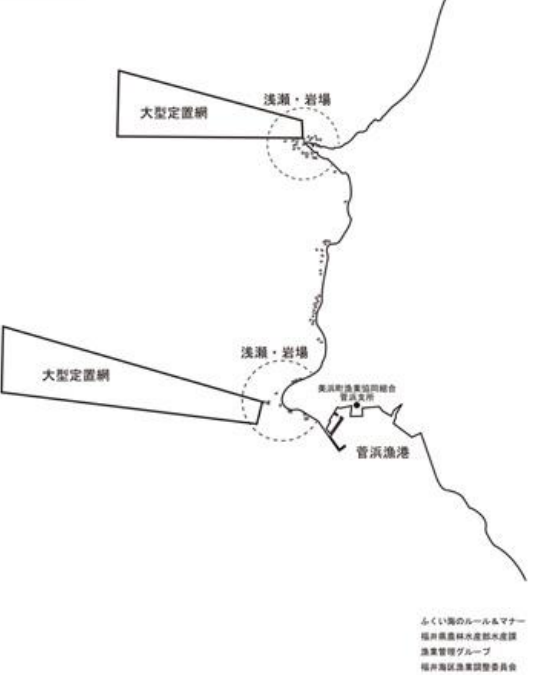
No.	地区名
①	野洲市吉川

主なプレジャーボート別の航行規制

	A	B	C	D
騒音防止	厳禁	厳禁	厳禁	厳禁
水上喫煙	厳禁	厳禁	厳禁	厳禁
水鳥営巣地	厳禁	厳禁	厳禁	厳禁
利用時間帯	制限	制限	制限	制限
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
クレーンボート	制限	禁止	禁止	制限
バースボート	制限	制限	禁止	制限

別注：Aの区域内を航行する場合は、できるだけ騒音を減らすための配慮を要し、騒音等の発生を抑制することを目指す。
Bの区域内ではエンジン稼働を禁止することを目指す。
ただし、エンジンを稼働せざるを得ない場合は可。

別紙 3



ふくい湖のルール＆マナー
福井県農林水産部水産課
漁業管理グループ
福井県漁業調整委員会